

第1回 あいち生物多様性戦略推2020推進委員会 議事概要

1 日時

平成25年9月11日(水) 午後2時から

2 場所

愛知県自治センター 会議室A

3 出席委員

山本委員、武田委員、涌井委員、荒山委員、稲垣委員、新海委員、高橋委員、河野委員、花木委員、清水委員、平出委員(代理 村上環境調整官)、常富委員、杉浦委員(愛知県環境部長)

4 議事概要

1. 開会

あいさつ(杉浦環境部長)

2. 議事

(1) 委員長及び副委員長の選出について

【事務局】

(開催要項及び委員長・副委員長の選任について説明)

委員長は、名古屋大学名誉教授、岡山大学副学長の山本先生にお願いするよう提案したい。

(了承)

【山本委員】

副委員長は、涌井先生と武田先生のお二人にお願いしたい。

(了承)

(2) あいち生物多様性戦略2020推進委員会の目的及び検討事項について

【事務局】

(戦略策定の経緯、委員会の検討内容及び今後2年間のスケジュールについて説明)

【委員】

中間評価をするということだが、その中間評価を COP12 である程度公表することを前提にしたスケジュールになっているということか。

【事務局】

そうになっている。

【委員】

財政支援策について、非常に積極的な投資であるが、協議会の数が増えていくにつれて個々の協議会に渡す資金の額は減っていくことになるが、そのことは考慮せずに全体の財政支援策を考えて良いのか。

【事務局】

事業内容によって強弱をつけていきたいと考えている。全体の額と協議会の設立の度合いを見ていきたい。

(3) あいち方式の推進について

【事務局】

(あいち方式及びあいちミティゲーションの施行状況等について説明)

【委員】

特に区域外の代償について、きちんと整理していかないと事業者からは自社のメリットがない、といった議論が出てくると思う。区域外での代償について量としてどのように評価するのが明確になっていないので、そのことを考えなくてはいけないのではないかと。

【委員】

区域内だけで質や量を確保することは難しく、また生態系ネットワークについても区域内だけではあり得ず、区域外での対応が大変重要だと考える。いろいろな企業がきちんとやれるように基準等を明確にしておかなければ取り組んでもらえないのではないかと思う。また、区域をどのエリアにするか、流域の中にするのかなど、少し整理をしていただきたい。

【事務局】

区域内も区域外も同じ質×量という計算式を使う。企業にお願いする基準の作り方については、推奨という表現をしているが、実際にはこちらから色々な方法の提案をし、できそうなところを探っている。企業によっては全国規模の取組として行っているものをポイントで評価してほしいというところもあるが、協議会の中でやっていただければ生態系ネットワークの一つのコンセプトに沿いつつ、対面して土地所有者と開発事業者が話ができるので一番良いと思う。また、企業からは、代償という表現を使うと開発事業者にとって

負のイメージになってしまうので、代償というのは区域内で切り、外の部分はCSR、貢献というような捉え方にした方が社内で通りやすい、といった声などもある。

【委員】

そのようにすると現実的には質や量がしっかりと確保できないのではないかと。CSRで行った場合にも質や量のポイントをどうするかという問題もあるかもしれないが、どちらにしろ整理しなければ企業はついて来られないのではないかと。

【委員】

ネットゲインをしているところなのか、ネットロスに対する代償なのか、ということをはっきりさせないと、非常に曖昧なままになっている。生態系ネットワークである程度重なっていたところが失われたものについては完全にネットロスであり、それを取り戻すのは明らかに代償である。しかし、区域外の場合はそうではなく、どういった土地利用をされていくかということは仕方のないことであるのに、企業や事業者の善意でネットゲインしたのだという考え方にするのか、検討しなくてはいけない。全部代償だと平均的に言ってしまうのか、という企業の声があったのは非常に重要なところである。その意味でも、生態系ネットワークの議論とこの議論が何となく離れているように感じる。公表されているものについて、一応想定されている生態系ネットワークがどの位置にあるのかが見分けられるような図面があればその辺りが明確になって良い。

また、愛知県は外来種も含めた樹木の生産県であるが、そのことに関して全てが在来種でなければだめだという割りきり方をどうするのか。生態系ネットワークの取り戻しの代償であるところについては徹底的に在来種にこだわるのは大賛成だが、区域外については矛盾するのではないかと心配である。また、都市緑化フェアについて、園芸品種がかなり入ってくるが、それについての判断も難しい。いずれにしても、区域内区域外の判定、評価の基準を明確にしていかなければ、今後その点について批判が出てくる心配があると考えますが、その点についてはどうか。

【事務局】

その点については検討が必要だと考えるが、今のところ、純粹に理論的に考えるところと、実際に開発業者に話をさせていただいてどのような方法であれば受け入れていただけるのかという実務的なところがある。

【委員】

今はそれでいいが、おそらく互いが習熟するにつれて理論闘争が出てくると思う。それは質を向上させるためには悪いことではないが、我々で今きちんと検討しておくべきではないかと。

【委員】

質の向上について考えるなら、原則的に同じ生態系ネットワーク内で代償措置を行う必要があるため、県外などで代償を行うのは違うと思う。例えば土地区画整理事業で隣との関係をどう作るかという場合などに、区域外だからできないという話が出たときにそこを

どうやるかという議論はあっても良いのではないか。例えば川沿いの生態系とのつながりを持たせなくてはいけない場合には、街路樹の下草を変えることでつないだり、公園をうまくつないだりということも考えられる。そのような提案をしていくのが現実的ではないかと思う。

【委員】

実際に企業にお願いをする際には、「生態系ネットワークの質と量の問題で、望ましい生態系ネットワークの水準があり、それをイメージしたうえであなたの開発行為はその質や量の数値的な消耗分がこれだけです。ただ代償措置もしくはネットワークの質を高める様な面でこのような行為が期待されますので、この中から選択してください」という様に説明していると思うが、まず相手が生態系ネットワークのシステムティックな高さの価値を理解していない様に感じる。今の議論は、本来的には理論的な積み上げというのはなかなか一朝一夕にはいかないという中で、探っていくようなアプローチになっているのだと思う。

【委員】

例えば、企業が日本では開発しているけれどもボルネオでは復元しているというような全体的な議論が出てくるとどうしようもなくなってしまふ。ミティゲーションという概念では、代償をするならばできるだけ開発行為地に近いところでできるだけ広く多様性を高くということが原則になるので、同じネットワーク内でやらなければ愛知方式というものを崩してしまうことになる。

企業については、何らかの形で理解をすると同時にインセンティブを作り、プラスアルファになっているところにはベストプラクティスとするなど、何らかのトライのインセンティブを働かせることが重要だと思う。

また、現地調査の際には、法律に基づいた立ち入りではないが、企業には開発行為地に調査員を入れることを問題なく許可してもらえたのか。

【事務局】

企業の反応は、警戒を持たれる場合と生態系についてのやりとりを現地でしたいので来てほしいという場合との2つに分かれる。

義務化ということについて言えば、規定上は取組提案をする所に必ずしも行く必要はなく、事前説明をして業者がそのまま届出をするということもできる。しかし実際には、試行の8件すべてで県からの取組提案を検討していただいている。昨年中に手続きを終えて書類を出すだけとなっていたものも7件あり、そのうちの3件については、もう計画が固まっていたのにも関わらず、趣旨を説明したところ、樹種の変更に急きょ応じてくれた。COP10の成果もあると思うが、緑地を生態系に合わせたものに変えていただくことについての説明には非常によくご理解を示していただいていると思う。

【委員】

取組提案をした案件の中には環境アセスメントの対象区域に入っていたところはなかったのか。

【事務局】

なかった。

【委員】

希少生物との関係で調査に入っているのではないかという疑念を持たれることはなかったか。

【事務局】

あまりなかった。むしろ、役所の手続きの最後の段階で自然環境課に出すという習慣が出来上がっていた業者からすると、ここへ来て樹種を変えてほしいという話になり、驚きながらも納得しているというのが本音の傾向ではないかと思う。

【委員】

理解が相当進んでいるという捉え方で良いのか。

【事務局】

予想以上に理解していただいていると感じた。

【委員】

もう少し強いレスポンスを予想していたので、驚いた。

【委員】

昨年、愛知県の方々とミティゲーションとあいち方式について意見交換をし、試行のところの「指導」と「推奨」の言葉と中身について議論をしたが、その際の企業の側からの主な意見は、コスト増にもなるので推奨のところまではやれない、必要最低限のところまでにしてほしい、というものだった。

また、試行は今年度からということだが、これまでに緑地化や在来種化を図るなど企業の自助努力でやってきた部分もあるのではないか。今年度からのものだけでなく、COP10以降など、一定期間前から今までの努力に対して何らかのエコポイント積み上げのようなものはできないか。

【事務局】

そのことについては、(生物多様性)基本法の成立を一つの境界にする考え方もある。

【委員】

これまで企業が積み上げてきた自助努力的なところも考慮していただき、ポイントというものの総量ということで愛知県内の各企業の取組的なところをフォローも含めてやっていただけたらと思う。企業側としても倍の質にすれば半分の面積でも良いというのはありがたい話なので、事例を増やししながら、課題を抽出し、対応していただきたい。我々も情報を共有しながら何らかのやりとりをさせていただきたい。

【事務局】

(生態系ネットワークの形成の進捗状況について説明)

【委員】

戦略について、企業サイドでは説明会について聞いたことがないが、県民やステークホルダーに対して啓発活動などはしているのか。また、今後行う予定はあるのか。

【事務局】

説明会は4月以降開催しており、ロータリークラブにも場をいただいて4、5回開催している。

【委員】

先日NPOの方と学校の方から、ビオトープを作るにあたって愛知県の戦略にある生態系ネットワークに参加したい、という連絡があった。このように、関心を持っている人はいるが、問い合わせ先が明確でなく、また県に問い合わせをするよりは地域の人同士の方が声をかけやすいようである。そこで、地域の協議会の中で、リーダーシップをどのようにとっていくのか伺いたい。

また、現在協議会は愛知県の予算で活動しているが、それがなくなった場合、地域で協議会が自立していく方法はあるのか。企業などのステークホルダーはどう関わっていくのかというビジョンはあるのか。

【事務局】

事務局は協議会ごとに大学等にお願いしているが、生態系ネットワークや協議会に関することについて不特定の方からの問い合わせに答えていただく程のことはしていただいていないので、そういった内容については自然環境課に問い合わせさせていただきたい。

協議会の資金については、これまでも県は調査費は負担しているが事業そのものはあいち森と緑づくり事業交付金を活用して自立して行っている。今までは個々の事業ごとに100万円ずつの申請の枠があったが、来年度以降は協議会ごとに2百数十万円ずつの枠もできるので、これを使って協議会で独自に事業計画を作って進めてほしい。この推進委員会の下部委員会として検討会を設置し、そこで事業計画について認証していただきたいと考えている。

【委員】

外部資金も受け入れるということか。

【事務局】

そうなる。

【委員】

地元でNPOの活動をしているが、どうしてもマンパワーが必要になってくる。一方で、地元の企業から社員研修等で地元のNPOとコラボレーションして活動をする場がほし

いという相談をよく受ける。例えば、蒲郡の漁師の方が設楽の森の手入れをするという話も聞く。先ほどの代償や量と質の話に関して、樹種などだけでなく、持続可能にするために企業のマンパワーをどう使うかということを検討してはどうかと思う。そこで、協議会がそのイニシアティブを握る核になれば今後各地域でそのような役割が生まれてくるのではないかと思う。

【事務局】

先ほど説明した検討項目のほかに、バンキングについてもご指摘をいただいている。活動によって生態系の質を上げた部分をポイントに換算し、社会貢献分として扱うということもできるのではないかということである。

【委員】

事業計画を出していただく形で担保すべき。

【事務局】

そのことについては、この2年間の検証の中でしっかりした形を作っていきたいと考えている。

【委員】

試行期間での協議会や県の具体的な役割が見えづらかったが、県は個別の開発行為に対して点的に生態系ネットワークを量・質的にどう確保していくのかを提案し、協議会はエリアごとに面的に生態系ネットワークそのものの質・量をイメージしながら取組の中で具体的にやっていく、というイメージが自分なりに整理できてきたように思う。

そのうえで、協議会には、個別の活動が生態系ネットワークとどう関連するのかという理解を求めながらメンバーを増やしていくというような役割があるのだと思った。協議会をどう主導していくのかということも重要だと考える。県当局の試行期間での個別案件に対する組み立て方や、協議会や検討会の役割をそれぞれ実効性のある形で組み立てるのが良いと思う。

【委員】

金融機関については、自分達で開発をする訳ではないので環境に対して難しい立場であると考えますが、主に新規参入、新しく開発するような場所において役割を果たせることがあるように思う。銀行の環境に対する考え方の大きな柱として「環境リスクの排除」と「環境ビジネスの推進」があるが、環境リスクの排除は域内でやらせない、域内の水準が一定よりも下がったら資金援助をしない、というもので、国際的にもデータベースで資金を出していけないという仕組みがある。愛知県では一般の水準がないので、明確な水準を引いてそれを下回ったものはだめだとするのは一つの方法だと思う。これは普通のことだが、重要なのは域外も含め企業がどう考えているのかということだと思う。CSRもたくさん集まれば結構なパワーになると感じており、域外の活動を含めた開発主体の企業がどういう思想を持っているのかということも評価し、それに対しプラスになるようなインセンティブを与えるというのがひとつの援助になるのではと思う。

C02の問題については銀行としても評価融資という仕組みがあるが、生態系の維持に関してはまだ仕組みがないので、モデルケースとして新しい仕組みのあり方を検討できるのではないかと考えている。

【委員】

生態系ネットワーク協議会はある意味地域の生物多様性の主流化を担う機能をしているのだと感じた。あいちミティゲーションについても、協議会が地域の生態系ネットワークにおけるコンサルタント的役割を果たし、ミティゲーションの事前相談窓口的な機能を果たせるような団体にまでなっていくのではないかと思う。ミティゲーションはエリア内であるということが重要であると思うので、エリア内で開発行為を行う際に、公的な届出の前の段階で協議会が相談を受けられるようになればそれが協議会の自立につながっていく可能性があるのではないかと思う。その一方で民業の圧迫にならないかという心配もあるが、それはうまくやっていく手段もあるのではないか。そのように生態系ネットワーク協議会とミティゲーションが上手くコラボレーションしていけばバンキングにもつながると思うので、うまく協議会を活かしていければ良いと思う。環境省も国立公園の中でもこういうことを考えていかなければいけないと感じた。

(4) 検討会の設置について

【事務局】

あいちミティゲーションの検討会と生態系ネットワークの検討会を設け、個々の詳細についてはそれぞれの検討会で検討していただき、本委員会に上げるという形をとることを提案させていただきたい。また、あいちミティゲーションの検討会については涌井先生に、生態系ネットワーク形成の検討会については武田先生に、それぞれ会長をお願いすることも提案したい。

(了承)

(5) その他

a. 都市緑化フェアについて

【事務局】

(全国都市緑化フェアについて説明)

このフェアの基本方針の一つは愛知にとことんこだわる、ということになっている。特に愛知万博からの10年を振り返り、未来へつなぐという中では万博からCOP10、あいち生物多様性戦略2020やESDといった愛知ならではの環境に対する取組を十分意識してフェアの開催につなげたい。

b. 今後の進め方について

【委員】

あいち方式においては、生態系ネットワークに注目しがちだが、多様な主体のコラボレーションのネットワーク、人と人のつながりのネットワーク、生態系ネットワーク、という3つを達成していかなければならないという非常に大きな目標を持っている。小さなところから取り組んでいって全体としてやり遂げていくのは重要だが、将来にわたっての組織建て、どこに何を言っていけばこの運動や取組に関われるのかということが今後ますます重要になってくるのではないか。それには今までの時間が短すぎるということで、組織建てをしなくてはけないということや、大学等においてはキャンパス整備においてそういう中での代償であるという認識が進んできている。そういった進んでいるところの組織化も考えなくてはならないが、その際には小学校など小さなところで行っていることを取り上げてネットワークとしてつないでいく仕組み、実際に機能する仕組みとしていくことも大事だと思う。

(備考) 個別の案件等に関する部分は省略。